

# 大口株主等の要件見直しの概要と対応策

June 2022

## In brief

2022 年度税制改正法案により、上場株式等の大口株主等の要件の見直しが行われました。本改正については、2023 年 10 月 1 日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。本ニュースレターでは、本税制改正の背景と改正内容、今後の実務への影響について対応策を例示しながら解説します。

## In detail

### 1. 改正前の制度概要

内国法人の上場株式等の発行済株式総数等の 3%以上の株式又は出資等を有する個人株主（以下「大口株主等」といいます）が支払を受ける上場株式等の配当等は、受取時に 20.42%（所得税等 20.42%、住民税なし）の税率で源泉徴収され、原則として総合課税の対象として確定申告が必要とされます。

一方、大口株主等以外の個人株主の場合には、受取時に 20.315%（所得税等 15.315%、住民税 5%）の軽減税率で源泉徴収され、次のいずれかの課税方式を選択できます。

- ① 申告不要（源泉徴収のみ）
- ② 総合課税（税率は 7.2%～49.44%（所得税等・住民税の合計で配当控除考慮後）の累進税率）
- ③ 申告分離課税（税率は源泉徴収税率と同じ、上場株式等に係る譲渡損失、繰越損失があるときに損益通算可）

### 2. 改正に至った背景

会計検査院は、2021 年 11 月 5 日に公表した 2020 年度決算検査報告において、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に 3%以上となっている個人株主と大口株主等との間での課税の公平性が確保されていない状況にあるとして、財務省に上場株式等の配当等に係る課税の特例の適用範囲について検討を求めています。

### 3. 改正の内容

上記 2 の会計検査院の指摘を踏まえて、2022 年度税制改正で所定の改正が行われました。

#### (1) 大口株主等の要件の見直し

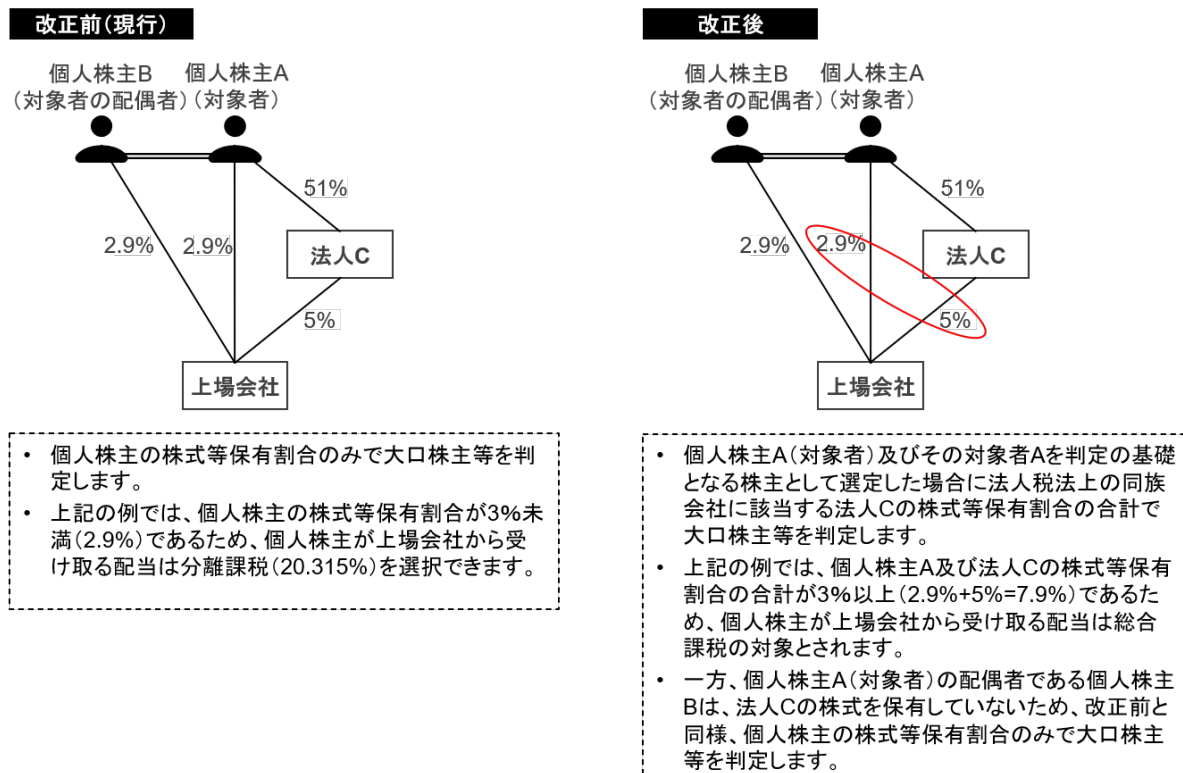
内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下、「対象者」）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法上の同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下、「株式等保有割合」）が 3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象とされます（租税特別措置法 8 の 4 ①カッコ書き、以下、「措法」）。

(2) 報告制度の創設

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます(措法8の4⑨)。

本改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。

4. 改正後の大口株主等の意義の解釈とその影響



(1) 同族会社の定義

本改正の対象となる同族会社の定義は、法人税法2条10号と同義であることが改正条文に明記されています。すなわち、会社の株主等の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等の50%を超える会社をいいます。なお、特殊の関係のある個人及び法人とは次のものをいいます。

- ① 株主等の親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)
- ② 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 株主等(個人に限る)の使用人
- ④ 株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥ 会社の株主等の1人(個人である判定会社株主等については、その1人及びこれと特殊の関係のある個人)が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ⑦ 会社の株主等の1人及びこれと⑥に掲げる会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ⑧ 会社の株主等の1人及びこれと⑥と⑦に掲げる会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

(2) 対象者の範囲

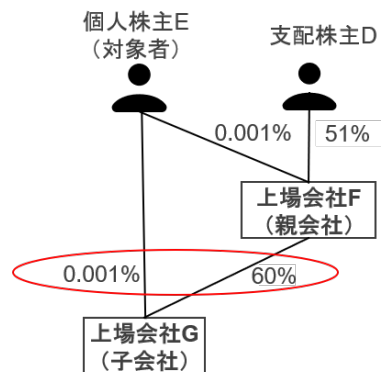
本改正の対象となる対象者の範囲は、「その対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に」という文言が附されていることから、同族会社の株式を直接保有している者(個人)に限定されるものと解されます。すなわち、同族会社の株主の親族であっても、同族会社の株式を保有していない者については、同族会社に該当するか否かの判定の基礎となる株主として選定することはできないため、対象者には含まれないことになります。

(3) 本改正の影響と課題

上場株式等を発行する内国法人の個人株主で株式等保有割合 3%未満の者が、ある同族会社の株式または出資を保有し、その個人株主・同族会社の当該上場株式等にかかる株式等保有割合の合計が 3%以上となる場合には、本改正の影響を受けることになります。

この場合、その者が当該同族会社の支配的な株主であるかを問わず、本改正の対象に含まれます。例えば、親子上場しているようなケースにおいて、個人株主が親会社及び子会社の上場株式等の両方を保有し、かつ、親会社が法人税法上の同族会社に該当する場合には、子会社株式にかかる配当等は総合課税の対象とされます。

**親子上場のケース**



- 個人株主E(対象者)及びその対象者Eを判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法上の同族会社に該当する上場会社Fの株式等保有割合の合計で大株主等を判定します。
- 上記の例では、上場会社Fは個人株主Eを判定の基礎となる株主として選定した場合であっても、法人税法上の同族会社に該当します。個人株主E及び上場会社Fの株式等保有割合の合計が3%以上(0.001%+60%=60.001%)であるため、個人株主が上場会社Gから受け取る配当は総合課税の対象とされます。

## 5. 大口株主等の要件見直しの対応策

本改正の対応策としては、対象者が保有する上場株式をすべて同族会社(資産管理会社)に譲渡する方法や対象者が保有する同族会社株式をすべて譲渡する方法が最もシンプルなのですが、その他にもいくつかの手立が考えられます。対象者が同族会社の支配株主である場合には、当該同族会社の議決権確保についても十分な検討が必要です。ただ、例えば過年度における私募債利子課税の改正に関して途中で手直しがあったように、今後の税制改正にて修正が行われる可能性もありますので、今後の動向等を注視して検討を進める必要があるものと考えられます。

本ニュースレターでは、大口株主等の要件にかかる改正の概要と対応策について紹介しました。個別の事案により必要となる検討事項はさまざまであるため、実際の取引内容や状況に応じた税務論点について、網羅的かつ慎重に検討していく必要があります。

特に企業オーナーが対象者に該当する場合には、資本再編そのものの検討のほか、事業承継や資産承継の観点からの検討も重要となります。よって、早期の検討段階から、専門家を交えて検討することを推奨します。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
小林 和也

パートナー  
遠藤 浩二郎

パートナー  
望月 文太

ディレクター  
佐々木 真美

シニアマネージャー  
飯島 哉文

シニアマネージャー  
森田 幸司

シニアマネージャー  
佐藤 大悟

シニアマネージャー  
平岡 祐樹

マネージャー  
水上 達也

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.